死刑制度

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　加藤未、加藤梨、山田、鳥居

**はじめに**

刑罰の種類

　１）死刑・・・死刑は最高刑であり絞首により実行する。

　２）無期懲役・・・刑務所に拘禁しておき、労働を義務とする。「無期」とされているが、１０年を経過後仮釈放が許される可能性がある。

　３）禁固刑・・・刑務所に拘禁される。労働の義務はない。

　４）有期懲役・・・言い渡された期間の間、刑務所に拘禁され労働を行う。

　５）罰金/科料・・・言い渡されたお金を支払う。

　６）拘置・・・３０日未満の間、拘置所にて拘禁される。

**１．死刑の合憲性**

尊属殺殺人死体遺棄被告事件（最判昭和２３年３月１２日大法延判決）

・事件の概略

被告人は、同居家族の母親と妹に日頃から邪魔者扱いされており、

事件当日、被告人は、夕食を残してもらえず、床を敷いてもらえなかった。

そのため、殺意を抱き、二人を殺害した。上告棄却

・死刑制度は憲法違反か

1. ３６条　公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる　に

死刑が当たるか。

→現代国家では、刑罰の種類として死刑を認めるかどうか、いかなる罪質に対して死刑を科すか、またいかなる方法手続をもって死刑を執行するかを法定している。

よって、死刑判決は法定の方法手続に従って現実に執行せられる。

1. １３条　すべての国民は個人として尊重せられ、生命に対する国民の権利については、立法その他の国政の上最大の尊重を必要とする　に反しないか。

→１３条では同時に公共の福祉という基本的原則に反する場合は、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪される。

→３１条では国民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手続によって、これを奪う刑罰をかせられる。

**２．死刑選択の許容される条件**

永山事件判決（最判昭和５８年７月８日第二小法廷判決）

・事件概要

　犯行時十九歳余の少年であった被告人が米軍基地内でけん銃を窃取し、これを使用して、東京及び京都では勤務中の警備員を射殺し、函館及び名古屋ではタクシー強盗を働いてタクシー運転手を射殺し、何ら落度のない四人の社会人の生命をわずか一か月足らずの間に次々と奪ったうえ、再び立ち戻った東京では学校内に侵入して金品を物色中警備員に発見され逮捕を免れるため右警備員を狙撃したが命中せず殺人の目的を遂げなかった。

・死刑選択の許容されるべき条件

その事件については如何なる裁判所がその衝にあつても死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限定されるべきもの

　→被告人の生まれ育った環境等を配慮した上であっても死刑は適切なのか

死刑制度を存置する現行法制において

犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合

　【永山事件判決の場合】

　　　　計画性が認められること、犯行の残虐性、働き盛りの四人の社会人の生命を奪った点で結果が極めて重大であること、各被害者の遺族らは精神的にも経済的にも深刻な打撃を受けたこと、報道により一般人を深刻な不安に陥れ社会低影響が極めて大きかったこと等の諸事情を考慮した上で被告人に何ら改悛の情が認められない状況であった

**３．死刑の存置論と廃止論**

**死刑廃止の立場**

・死刑は、野蛮であり残酷であるから廃止すべきである。

・死刑の廃止は国際的潮流であるので、我が国においても死刑を廃止すべきである。

・死刑は、憲法第３６条が絶対的に禁止する「残虐な刑罰」に該当する。

・死刑は、一度執行すると取り返しがつかないから、裁判に誤判の可能性がある以上、死刑は廃止すべきである。

・死刑に犯罪を抑止する効果があるか否かは疑わしい。

・犯人には被害者、遺族に被害弁償をさせ、生涯、罪を償わせるべきである。

・どんな凶悪な犯罪者であっても更生の可能性はある。

**死刑存置の立場**

　・人を殺した者は、自らの生命をもって罪を償うべきである。

　・一定の極悪非道な犯人に対しては死刑を科すべきであるとするのが、国民の一般的な法的確信である。

　・最高裁判所の判例上、死刑は憲法にも適合する刑罰である。

　・誤判が許されないことは、死刑以外の刑罰についても同様である。

　・死刑制度の威嚇力は犯罪抑止に必要である。

　・被害者、遺族の心情からすれば死刑制度は必要である。

　・凶悪な犯罪者による再犯を防止するために死刑が必要である。

**死刑制度に関する内閣府（総理府）世論調査の結果**

**死刑の存廃**

****

注）

○　昭和３１年４月から平成元年６月までの調査における質問

今の日本で、どんな場合でも死刑を廃止しようという意見に賛成か、反対か。

○　平成６年９月から平成２１年１２月までの調査における質問

死刑制度に関して、このような質問がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

1. 「場合によっては死刑もやむを得ない。」
2. 「どんな場合でも死刑は廃止すべきである。」
3. 「わからない・一概に言えない。」

**死刑制度を廃止すべきであるとする理由（平成２１年調査）**（複数回答）

・生かしておいて罪の償いをさせた方がよい・・・・・・５５．９％

・裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしまうと

　取り返しがつかない・・・・・・・・・・・・・・・・４３．２％

・国家であっても人を殺すことは許されない・・・・・・４２．３％

・人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、

　野蛮である・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０．６％

・死刑を廃止しても、そのために凶悪な犯罪が

　増加するとは思わない・・・・・・・・・・・・・・・２９．７％

・凶悪な犯罪を犯した者でも、更正の可能性がある・・・１８．９％

**死刑制度を存置すべきであるとする理由（平成２１年調査）**（複数回答）

・死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の

　気持ちが収まらない・・・・・・・・・・・・・・・・５４．１％

・凶悪な犯罪は命を持って償うべきだ・・・・・・・・・５３．２％

・死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える・・・・・・・５１．５％

・凶悪な犯罪を犯す人は生かしておくと、また同じ

　ような犯罪を犯す危険がある・・・・・・・・・・・・４１．７％

**死刑の犯罪抑止力**

****

注）

　　　　○　昭和４２年から平成元年６月までの調査における質問

　　　　　　あなたは、死刑という刑罰をなくしてしまうと悪質な犯罪が増えると思いま

すか、別に増えるとは思いませんか。

　　　　○　平成６年９月から平成２１年１２月までの調査における質問

　　　　　　死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

**私見**

私は死刑制度に反対だ。

近年、国連で死刑廃止条約が締結され、国際社会では、死刑の廃止が主流である。そのため、日本も先進国として国際社会の流れに乗り、世界に向けて全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するという日本国憲法前文で宣言したことを実行するべきである。

また、死刑制度を廃止した場合、どのように本来死刑に処されるような重罪を犯した者を処罰すればよいかについて私は死刑の代わりに終身刑を用いるべきだと考える。

　終身刑は、現在死刑制度を廃止している諸外国では導入されているが、日本では導入されておらず、一般に無期懲役刑には刑期に期限がない。つまり、死亡するまでが刑期であるという意味である。しかし、無期懲役刑では、たとえ死刑に値する罪を犯したとしても、刑務所から出ることができる可能性がある。それでは被害者が報われない。そこで恩赦などの例外を除き、社会復帰のない終身刑を死刑の代わりに導入し、人の尊い生命を奪うことなく、罪を犯した者を罰するべきである。

　今回、死刑制度について調べ改めて考えてみて、確かに死刑存続を支持する人の意見は妥当な部分もあり、世間一般が死刑存続を支持しているが、どんな残酷な犯罪者でも、一人の権利を持った人間として扱われる権利を有しているため、奪ってはいけない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　加藤未

私は死刑制度に賛成である。なぜなら存置論にあったように、人を殺した者は自らの命をもって償うべきであると考えるからだ。廃止論には死刑は野蛮であり残虐な行為であるとの意見もあるが、残虐な行為によって人を殺した者が死刑判決を受けるので、何故そのような人物に対して死刑は残虐なものだから止めてあげようなどと情をかける必要があるのだろうか、と疑問に思った。さらに他国では、死刑制度を廃止し代わりに終身刑を用いていることが最近ではよく見られているが、終身刑に処されている受刑者が高齢になったときの医療費は税金で賄われる。そのようなことに税金を使うよりも、もっと別の事案に税金を使ってほしい。

また、世論を見てみると国民は再犯防止や犯罪抑止などさまざまな理由で死刑制度の存続を望んでいる。そのような国民の意思を政府は無視してもよいのか、ただ世界が現在そのような風潮だからという理由で死刑制度を廃止してもよいとは思えないので私は死刑制度存置の立場をとる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　加藤梨

死刑制度は、廃止されるべきであると考える。なぜなら、裁判は冤罪の可能性があるため、無実の罪で死刑になる人がいるかもしれないからだ。実際に、1983年の免田事件など、一度死刑が確定してから無罪になった例もある。冤罪の可能性がある以上、死刑制度が存置されるのは危険だと思う。

また世論では、死刑を廃止すれば被害者の気持ちがおさまらない、という意見があったが、そもそも刑罰は加害者に責任追及するものであるので、被害者の感情を根拠に死刑制度を存置するのには問題があるのではないかと思う。

　さらに、犯罪が起こる背景には、加害者の生育環境が影響している。犯罪を犯した者の責任は重いが、生育環境にも原因がある以上、責任追及のために生命を奪うのはあまりに残虐なのではないかと思う。そこで、死刑制度の代わりに仮釈放なしの終身刑を採用するという意見もあるが、どんな人にも更生の可能性があると思うので、更生の可能性があると判断された人は、社会復帰できる仮釈放の制度を維持した無期懲役を最高刑にするのがいいと思う。

　このような理由で、死刑制度は廃止されるべきである。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山田

**参考文献**

・マテリアルズ　第５講

・最判平成１８年６月２０日判例時報１９４１号３８号（光市母子殺人事件判決）

・法務省：添付資料・議事録目次

<http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00056.html>

・刑罰の種類と刑罰論

http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Club/3376/shounenhou/0c.html